

日程第17. 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）平成27年度南風原町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,926万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,786万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）について、概要説明をいたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、民生費や教育費における実績見込みによる増減、事業費確定による増減等、補正の必要が生じたので歳入歳出をそれぞれ2億8,926万2,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は146億5,786万1,000円となります。補正増額2億8,926万2,000円の内容につきましては、7ページの事項別明細から説明します。

4ページをお願いします。第2表 地方債補正について説明します。土木債の都市計画整備事業債は、限度額3億6,860万円から410万円を減額し、変更後の限度額は3億6,450万円になります。これは、津嘉山2号公園整備事業債及びウガンヌ前公園整備事業債の事業費変更によるものです。補正後の地方債限度額は11億8,270万円になります。

続きまして、歳入を説明します。7ページをお願いします。11款1項1目. 民生費負担金433万9,000円の増は、当初見込みより入所人数等が増えたことによる町立保育所及び法人保育園の保育料及び主食費665万円の増、各事業所で徴収を行うことによる地域型保育事業保育料231万1,000円の減による計上です。

8ページ。13款1項1目. 民生費国庫負担金1億1,477万8,000円の増は、当初見込みより入所人数等が増えたことによる保育所運営費国庫負担金6,841万9,000円、地域型保育事業運営費国庫負担金598万円の増、実績見込みによる障害者自立支援医療費負担金880万5,000円、介護訓練等給付費負担金（障がい者分）3,157万4,000円の増によるものです。

続きまして9ページ。13款2項1目. 民生費国庫補助金167万9,000円の増は、学童クラブにおける障がい児加算の追加申請や新設クラブへの開設日数加算及び備品購入補助による学童クラブ補助金及び学童クラブ環境改善事業補助金の増について新制度の子ども・子

育て支援交付金での計上です。4 目．教育費国庫補助金 48 万 4,000 円の増は、幼稚園就園奨励補助金の実績見込みによる計上です。6 目．総務費国庫補助金 39 万 8,000 円の増は、選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修への補助金の計上で、補助率は 2 分の 1 となっています。

続きまして 10 ページ。14 款 1 項 1 目．民生費県負担金 5,739 万 1,000 円の増は、8 ページで説明した民生費国庫負担金の対象事業に係る県負担分の計上となっております。

11 ページ。14 款 2 項 2 目．民生費県補助金 312 万 6,000 円の増は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児への補聴器購入費等を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金 5 万 2,000 円の増、放課後児童健全育成事業費等補助金が新制度へ移行となったことにより 133 万 3,000 円の減、学童クラブの施設改修等への補助事業で 3 施設において事業費が増えたことによる放課後児童クラブ支援事業補助金 272 万 8,000 円の増、9 ページで説明した学童クラブに対する補助金の子ども・子育て支援交付金の県分 167 万 9,000 円の増によるものです。5 目．土木費県補助金 450 万円の減は、津嘉山北 2 号公園整備事業 180 万 2,000 円の減、ウガンヌ前公園整備事業 269 万 8,000 円の減による計上で、いずれも交付決定額の変更によるものです。

12 ページ。16 款 1 項 12 目．ふるさと寄付金 40 万円の増は、お二人から寄附金があったことによるもので、同額を歳出の 17 ページふるさと応援基金積立金で計上しています。

13 ページ。17 款 1 項 1 目．財政調整基金繰入金 1 億 1,055 万 9,000 円の増は、7 号補正歳入歳出の調整により、基金からの取崩しを行うことによる計上です。なお、補正後の同基金残高は、14 億 3,566 万円となります。

続きまして 14 ページ。17 款 2 項 1 目．特別会計繰入金 185 万 9,000 円の増は、下水道事業特別会計からの繰出金を一般会計に繰り戻すことによるもので、下水道事業特別会計で説明します。

15 ページ。19 款 5 項 3 目．学校給食収入 235 万 2,000 円の増は、転入による児童生徒の増や教育実習生等受入れによるものです。7 目．雑入 49 万 7,000 円の増は、包括的支援事業受託金 263 万円の減、介護予防受託金 28 万 9,000 円の減、介護予防支援費 123 万 9,000 円の増が沖縄県介護保険広域連合からの決定額通知によるもの、介護保険清算還付金 65 万 3,000 円の増、後期高齢者医療広域連合負担金清算金 140 万 9,000 円の増が平成 26 年度負担金清算によるもの、後期高齢者医療長寿・健康増進事業補助金 11 万 5,000 円の増が沖縄県後期高齢者医療広域連合からの交付決定通知による計上です。

16 ページ。20 款 1 項 5 目．土木債 410 万円の減は歳入の 11 ページでご説明したとおり事業費の減によるものです。

引き続き、歳出について説明します。17 ページ。2 款 1 項 1 目．一般管理費 92 万円の増は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条及び同法施行令第 2 条により、障がい者 1 名を採用することによる障がい者雇用事務嘱託員 42 万円の増、職員の病休代替賃金 1 名分の臨時職員賃金 50 万円の増による計上です。3 目．財産管理費 808 万円の増は、役場庁舎

の直流電源装置用電池取替及びエレベーターロープ等部品取替による修繕料738万円の増、旧社会福祉センターの高圧引込設備取替を行うための高圧引込整備工事70万円の増によるものです。6目。目的基金費40万円の増は、ふるさと応援基金積立金で、歳入の12ページでご説明したとおりです。11目。諸費86万2,000円の増は、放送施設設置補助金で、各字・自治会の放送施設の設置及び修繕に対する補助金の計上です。

18ページ。2款2項1目。税務総務費19万8,000円の増は、軽自動車税申告調査委託料で、平成28年度より導入される軽自動車税の経年重課及び軽課特例に伴い税率判定に必要な検査情報データを全国軽自動車協会連合会より取得するための計上です。

19ページ。2款4項1目。選挙管理委員会費79万8,000円の増は、歳入の9ページで説明したとおりです。

20ページ。3款1項2目。老人福祉費285万円の増は、年度初めに介護予防支援システムの改修が必要になり介護予防支援事業プラン作成委託料から流用し対応したことによる補てん及びケアプラン作成委託料の改定や件数増による計上です。3目。心身障害者福祉費8,091万8,000円の増は、障害者自立支援医療費1,761万8,000円及び障害者自立支援給付費6,314万9,000円の増が実績見込みによる計上。軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金15万9,000円増は、歳入の11ページで説明したとおりです。

21ページ。3款2項2目。保育所運営事業1,500万9,000円の増は、歳入の8ページで説明した運営費及び3歳以上児主食費1億4,136万9,000円の増、事業所内保育運営費769万7,000円の増、平成26年度の南風原町認可保育所(園)入所のしおりに在宅障がい児世帯は申請により保育料が軽減される制度の説明が十分でなかったことにより対象でありながら申請していなかった21世帯に対する保育料過誤納付還付金94万3,000円の計上によるものです。3目。児童厚生施設費591万7,000円の増は、歳入の9ページと11ページで説明した事業の対象経費で、学童クラブ補助金203万7,000円の増、学童クラブ環境改善事業補助金100万円の増、学童クラブ支援事業補助金288万円の増による計上です。

続きまして22ページをお願いします。4款1項1目。保健衛生総務費962万3,000円の増は、こども医療費助成金で実績見込みによる計上です。

23ページ。4款2項1目。塵芥、し尿処理費484万1,000円の減、東部清掃施設組合負担金48万6,000円の減は平成26年度繰越金の確定等によるもの、那覇市・南風原町環境施設組合負担金435万5,000円の減は、平成26年度組合負担金の清算及び最終処分場起債償還に係る普通交付税措置分的那覇市との相殺等による計上です。

24ページ。7款1項2目。観光費23万6,000円の増は、観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員報酬19万6,000円及び同委員への費用弁償4万円、10名4回分の計上です。

25ページ。8款2項1目。道路維持費100万円の増は、人夫費で、すぐやる班の実施する町内道路等維持補修の実績見込みによる計上です。

26ページ。8款4項1目。都市計画費3万4,000円の増は、土地区画整理事業特別会計への操出金で、土地区画整理事業特別会計で説明いたします。2目。公園費900万円の減

は、事業費配分額の変更によりウガンヌ前公園整備工事539万7,000円の減、用地買収予定面積の減に伴う津嘉山2号公園整備事業公共施設管理者負担金360万3,000円の減による計上です。3目. 街路整備事業費1,221万6,000円の増は、宮平学校線街路事業建物等の移転補償費に伴う補助金返還金で、平成24年及び平成25年度の宮平学校線街路整備事業で実施した物件移転補償費のうち1,527万円について、会計実地検査において補助事業対象外との指摘を受け、その80パーセントの額を国に返還することによる計上です。

27ページ。10款1項2目. 事務局費258万4,000円の増は、幼稚園4歳児保育開始に伴い臨時職員子ども・子育て支援補助員とするための報酬42万円の増、それに伴う臨時職員賃金37万2,000円の減、教育委員会全体として嘱託職員及び臨時職員の増に伴う雇用保険料27万9,000円、社会保険料261万9,000円、労働者災害補償保険料10万5,000円の増、小学校校務支援システムの構築に時間を要し、使用期間減による小学校校務支援システムサーバー使用料46万7,000円の減による計上です。

28ページ。10款2項1目. 学校管理費191万4,000円の増は、南風原小学校体育館雨漏り補修費及び南風原小学校と翔南小学校の消防施設点検の結果に伴う修繕料59万円の増、今年度は保守料が発生しないことによる小学校校務支援システム保守委託料43万2,000円の減、南風原小学校において次年度クラス増が見込まれることによる南風原小学校児童用ロッカー製作設置委託料99万7,000円及び南風原小学校手洗設置工事75万9,000円の増による計上です。

29ページ。10款3項1目. 学校管理費12万7,000円の増は、南風原中学校の雨水槽修繕とエレベータバッテリー取替修繕、南星中学校防球ネット補修を行うことによる修繕料38万7,000円の増、小学校と同様に今年度は保守料が発生しないことによる中学校校務支援システム保守委託料26万円の減による計上です。2目. 教育振興費132万円の増は、教科書改訂に伴う教師用教科書の数量及び単価増に伴う消耗品6万6,000円、教科書改訂に伴う備品購入費125万4,000円の増による計上です。

30ページ。10款4項1目. 幼稚園費846万2,000円の増は、4歳児保育開始に伴い決定通知や保育料納付書を発送するための通信運搬費7万8,000円の増、4歳児保育開始に伴い各幼稚園で必要な備品を整備するための幼稚園備品購入費423万1,000円の増、私立幼稚園就園奨励補助金210万円及び非課税世帯等園児援助費205万3,000円の増は実績見込みによる計上です。

31ページ。10款5項2目. 公民館費25万円の増は、公民館ホールや視聴覚室の空調修繕等に流用して対応したことによる消耗品費への補てん分の計上です。3目. 文化財保護費32万2,000円の増は、陸軍病院壕リーフレット印刷製本費から修繕料へ流用して対応したことによる補てん及び陸軍病院壕ガイドブックを印刷するための計上です。4目. 文化センター費16万4,000円の増は、文化センター玄関やトイレ便器修繕等に流用して対応したことによる消耗品費への補てん分の計上です。

32ページ。10款6項1目. 保健体育総務費200万円の増は、平成26年8月より黄金森子

陸上競技場で芝人事業を導入したことで水道使用料が増加しており、平成27年度当初予算では平成25年度実績で光熱水費の予算を計上しており不足が見込まれることによる計上です。2目．共同調理場運営費32万3,000円の増は、給食費用再発行納付書及び給食容器貼付シールの印刷製本費の計上です。3目．学校給食賄費877万6,000円の増は、歳入調定の増、台風や大雨被害による食材の高騰等による計上です。

33ページ。12款1項1目．元金280万円の増は、26ページで説明した宮平学校線街路整備事業に関連し同事業においては起債を活用しており、補助事業対象外経費分の起債を繰上償還することによる計上です。以上が、議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1点だけ質問します。26ページの2目です。公園費では900万円の減になりました。事業配分の額変更による、ウガンヌ前公園整備事業539万7,000円が減になっていますが、事業配分額の変更とは何なのか、そこをもう少し詳しく説明してくれますか。事業が縮小されたのか何なのか、もう少し詳しく説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ただいまのご質問にお答えいたします。公園費の減額につきましては、内示変更の減ですけれども、公園事業自体、ウガンヌ前で内容等の原因による変更ではなく、沖縄県内で全体的に公園の予算がありまして他の市町村で例えば整備の最終年次における事業費の不足等が出た場合、県全体の配分額の調整を行います。その予算編成に伴いまして、ウガンヌ前の事業がまだ着手して中盤であることから、現在進めている部分を減じたとしても事業そのものの進捗には影響がないということから、県での協議においてその減額に応じたという内容になっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 予算書を見たら分かります。国の交付金が減になる、それから町債の減になった、それは分かります。ではその減になったウガンヌ前公園は事業の最中ですよ。これで国のあるいは町債も減になったのですが、これは後年度でカバーできますか。今度は補助金が減になった、けれどもこの事業は今後も続きますよ。そういった面で、私は国・県の補助金が工事に対する、あるいは事業残余に対する補助率もだいたい決まってくるわけでしょう。後年度に今年減になったものが補助の対象になるのか、そういったこ

ともあるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。ウガンヌ前公園整備につきましては、次年度の平成28年度で事業完了になります。今回減額になった部分につきましては、当然次年度でカバーされます。今現在、整備計画をしています事業費につきましても最終的にこの変更内容によりもし不足する場合におきましても、今回同様、県内の各公園で調整を行いまして事業最終年次の事業箇所配分に優先的にできるというシステムとご理解ください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今朝、追加で資料も配られたわけですが、予算書26ページ、街路整備事業費のなかで1,221万6,000円が補助金を返還する計上がありました。資料は配られたのですが、ここに説明がありませんでした。全員協議会が開かれて説明はなされたわけですが、正式な議会で一言も説明がない。先ほどの概要説明のなかでは会計実地検査において補助事業対象外との指摘を受けたということで国に返還しますという説明は読み上げられたわけだけでも、それ以外の詳しい説明がありませんでした。今回のこの件は、確か会計検査院に指摘されたのが全国で何百億円もあったわけだけでも、沖縄県内で7件、そのうちの1件が南風原町で、確か金額も一番大きくて、新聞でも県内の事例としては一番大きく取り上げられた事例だったと思います。そのことについて、これだけの説明で議会に提案されて議決を受けようという姿勢は、とても不十分だとまず指摘しておきたいと思います。十分な説明をして議会の理解を得ることが必要なのではないかとすることは指摘したいと思います。それで、説明はなかったわけですが、全員協議会のなかでは国の言い分は何なのか、町の言い分は何なのかということについて説明を求めたのですが、そういった文書はありませんという説明でした。会計検査院から国会に対して報告書が出されて、そのなかの一部として南風原町にかかる部分があるという説明はありましたが、表の一部だというような説明だったと私は記憶しております。今日出された資料では、2ページにわたって南風原町に関して説明がなされております。それでは全員協議会の時の説明と違うのではないかと印象を受けました。一覧表の一部分だというふうに私は受け止めていたわけですが、そうではなくて、2ページにわたってたくさんの方針費やして会計検査院は指摘をしています。これは説明が非常に不十分だったと思っています。そこで、国はなぜ南風原町が補償した、南風原町が当然これは国の事業としてみられて補償がなされるということで当時、平成24年度と平成25年度について補償したわけだけでも、国からは指摘をされて、事業完了した後に会計検査院が調査して、

その結果、過大だと指摘して返還を求めてきたわけですね。それに応える今度の予算になっているわけです。この点で、国がなぜ不当と認めたのか。国として国庫をこれに充当するということは、不当だと判断したわけですが、それを今回南風原町は国にお返しするわけです。普通の感覚でいけば、不当に支出をしたという一方には不当な利得を得たということそれら是一对だと思うのです。支出が不当であったということは、それを受け取った側は不当な利得だと、この支出が不当だという見方からすれば、同じ視点に立てばもう一方は不当な利得を得たという判断になると思うのです。そうであれば、その不当な利益を得たところがそれを負担すべきなのだというような理屈が成り立つと思うのだけれども、今回の予算は、支出はそのまま国に返す分は返す、ということは国に一旦負担してもらった分を全部町が肩代わりしましたよと、結果としてそうなるわけですから、なぜそうなるのかそのことについて説明がされていませんので説明を求めます。

そして、なぜこのような国からの指摘が行われるようなことがあったのか。そういう南風原町の仕事、事業、事務と言うのですか、なぜそういうことが起きたのか。そのことについても説明がありません。これについても説明していただきたい。2点について伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。以前、全員協議会ではご説明してありますが、詳細を説明させていただきたいと思っております。まず、詳細説明を行う前に、議会議員の皆様並びに町民の皆様に対し、補助事業に伴う国庫補助金の返還が生じたことにつきまして深くお詫び申し上げます。今後の事業執行等において同様な事案がないよう体制強化を図ってまいります。

それでは、補正予算の 8 款 4 項 3 目 23 節の宮平学校線街路事業建物等の移転補償に伴う補助金返還 1,221 万 6,000 円につきまして説明をさせていただきます。本件は、平成 24 年度に執行いたしました借家人物件移転補償について、平成 25 年 11 月 28 日に行われました会計実地検査で移転対象に対しての指摘がございました。指摘内容は、町道 3 号線沿いに位置する事業所で道を隔てて車検や整備、中古車販売を行っている法人に対し、用地取得とならない箇所に位置する部分については原則移転対象とならないと考えるとのこととございました。しかし、本町としましては、本移転対象物件は道を隔ててはいるものの、同一事業の一貫性のある営業運営がなされており、本事業の収用にて片側の移転となりますと本来行われていた経営の形態ができず、経営効率が低下することが認められることから、今回の指摘箇所についても完全移転とすることが必要として、平成 26 年 3 月 17 日に会計検査院への説明を皮切りに計 4 回にわたり町の方針の説明と平成 27 年 5 月 25 日、26 日に本町で行われました現地調査の折りに説明を行っておりますが、私どもの力不足もあり調査官の意向を変えることができず今回の指摘となりました。このことに関しまして、改めてお詫

びを申し上げる次第でございます。以上が、宮平学校線街路事業物件補償に伴う補助金返還に係るご説明です。

また、議員からご質問のありました事業所への過大な補償ではないか、とすれば相手がそれに応じるべきではないかというご意見ですけれども、それにつきましては会計検査院との協議のなかで議論にはならず、基本的にこういった事例の場合は国庫補助の対象外とすべきということで、必要であれば町の単独予算なりで対応すべきであるというご意見でございました。私どもとしましては、先ほども申し上げたとおりに、一貫した事業所運営がなされず事業効率が低下すると考えての補償とすることから、その部分について過大な補償とは考えておりません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 国は過大だと、今日配られた文書のなかでも指摘していて、それに応えて返還するということだけれども、自分たちとしては過大だとは思っていないという答弁ですよね。だから、町の単費で結果として補償したことになると、それについては国もそれはそれでそうされてもいいのではないかというようなことだったとの説明でした。国庫としては出せないけれども、町は町で出しているのではないですかというのは国の意向だったと確認しているのですね。

それと、いただいた時系列の表のなかで下から 2 番目、平成 27 年 7 月 30 日、町から県へ実施検査の結果について回答の文書が出されて、この中では工作物補償は過大に補償していたことは県、すなわち会計検査院ご指摘のとおりですということでこれを認めて、そして発生源についてもこれこれこうだということで整理をして、今後の措置として返還するということと、今後はこういったことが起きないようにすると言っています。これは確かに何度も会計検査院に言っても理解してもらえなかった、しかし、会計検査院の指摘は指摘で受け入れざるを得ない、そのためにこういった回答をせざるを得ないけれどもそれを国にお返しして町の単費で補償するという、そうせざるを得ない立場で回答したと受け取られるわけではあるのだけれども、この中では皆さん方はこういったことが起きた原因としては、本町が判断したことではあるのだけれども建物移転補償等について理解が十分ではなかったということの原因として挙げているわけです。挙げざるを得なかったと言うのかな、そうだと思います。それはそれでそういったものかという思いもあるのだけれども、国に対してそのように移転補償について理解が不十分でしたとおっしゃりながら、それでも町の単費なら出せると解釈するというのは、私は非常に矛盾を感じます。この点をどう説明するのか、改めて伺いたいと思います。

それから、私の質問に答えてはじめておそらく準備したであろう文書で、町議会にそして町民に申し訳なかったとおっしゃったわけだけれども、やはり今度のことは先ほども言ったようにマスコミに大きく取り上げられて南風原町のこういった事業に対する町民の

信頼を損なったのではないかと思います。その点で先ほど聞かれて答えたのだけれども、私は町長にも大きな責任があると思っています。その点で町長、この事業に対する町への信頼、それについてどう思っておられるのか、町長の考えも聞きたいと思います。お答え願います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。この問題等においては、新聞報道された後、町の臨時会冒頭で町民に対し議会に対してこういうことが新聞報道されたことにし本当に申し訳なかったと謝罪申し上げた経緯もあります。今日またその問題等においては、私も職員の皆さん方が判断したのには一貫性がある、国と私たちで今でも異なっているのは、道を隔てているが事業所として関連性があるものだと、杓子定規であればこれは該当しないと判断できるのですが、私たちが事業を執行するためにはどうしても相手があります。相手が本当に支障をきすのであれば、それに対し私たちも考えていく。この事業執行する側と国との見解に違いがあるのではないかという思いがします。しかしながら、私たちはこの事業を決断するにおいては県とも調整しながら事業総額予算も計上したわけでありまして。結果として国の会計検査院からこういうことが起こったことは、今後どう判断すべきなのか。この事業を完成させるためには単費でもやるぐらいの姿勢を持たなければいけないのではないかと。そうしなければ町民の利便性を良くするサービスをするためには道路を利用する側として支障をきさないような事業、虫を食ったような事業はむしろ町民に不利益を与えることにつながりますし、こういうことが起こらないよう私たちは完了するためには大事ではないかと思っています。そういうことを考えても国が認めなかった経緯を、私たちは今後精査しながらどう対応するか、より工夫、試行錯誤しながら、県との調整でとことん話し合っ、町独自ではなく県のゴーサインをいただくようなかたちとしたほうがいいのかと痛感しております。今後、県からの了解を得てはじめて、県からのゴーサインを踏まえて十二分に努めていかなければいけないと痛感しております。今後事業を発注するためには、いろんな工夫をしてやってまいりたい。町民に対して1,200万円の還付について本当に申し訳ないと思いつながら、しかしながら還付はしますがこの事業をしなければ町民に不利益を与えることになりまして、町民サービス、町民にとって利便性の高い公共性道路でありますのできれいなかたちで還元することが大事ではないかと思っております。結果として国とかみ合わない部分については、今後検討、工夫をして事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。原因と申されましても、この事業を

進めるにあたり、私どもとしましては先ほどご説明したとおりに適正な事業執行をしたと考えておりましたが、結果的にはそれを会計検査院に納得させることができなかつたということでございます。これにつきましては、私どもの用地取得マニュアル等に逸脱したというような内容ではございません。結果的に今回のような事例が起きたものですから、今後につきましては同様な事例が出る場合には県と綿密に協議、指導をもらいながら事業執行に努めていくという答弁しかできませんことをご理解お願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 どうも腑に落ちないのです。自分たちのやったことは正しい、自分たちには何も基準や要綱、マニュアルを逸脱していないのだと、けれども、国は指摘してきた、それで返す。今後、県にも理解してもらいながら同じようなことが起きないようにする。けれども、補償のあり方は間違っていない、今後も同じだと。それでは同じようなことをした場合、同じように指摘されるということになるのではないですか。だからこれが腑に落ちない、納得できない。国の指摘は受け入れて返すけれども、自分たちは正しい。どちらが正しいのか。これでは私は分からない、もっと明らかにさせたほうがいいと思うのです。どちらも正しいということはおかしいでしょう。というふうにしかなんて思えないのですね。だから、質問にはならないのかも知れないのですけれども、1,200万円国に返す結果として町が負担をする、それが正しいのか。私も分からないでいる。町長、確かに必要だということで町道3号線の整備、国道とのすり合わせの所ですよ。町民に利便性を提供すると、交通の円滑な確保をする、メリットは確かに大きいです。いつも大変混雑する所ですから、早いに越したことはない。そのメリットは大きい。事業を早めに遂行すると、計画が進行するということにメリットはたいへん大きいけれども、だからと言って補償のあり方を間違えてはいけません。適正でない補償をしてはいけません。事業を早に進めるからそのためには何でも受け容れるということにはならないはずですよ。このへんで今度の一件は、国から指摘をされていて、それは受け入れながらも自分たちは正しいと、2つ正しいというようなこと一方で、町民は本来国が負担すべきである事業の8割部分について、今回問題となっている部分について国ではやれない、町民が負担を肩代わりせざるを得ない、させますと、当初の予定とは違っている。負担を町民に押し付けている。それでいて両方正しいですよ。これは本当に正しいのか。町民に負担を被せているだけではないのか。それで事業ができましたということを行っているだけじゃないのかという気がします。町長、いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。今後、もし同じような事業があれば、事業執行する

ために国と相当調整をしながら、それでも厳しいということであれば、物件補償などそういう事業をする前に、この部分がかみ合わない、こういうことであれば町民が不利益を被る、町民が不利益を被らないために、事業の一貫性を持たせるために単費を傾注しなければいけない状況等においては、議会とこういう状況だがどうなのかということも一つの検討課題かと思っております。また、この事業執行をするためにどうしても国の予算から外れた差額について単費でもやるべきなのか、町民にとって本当に利益があるのかどうかも判断しながら、いろんな状況等踏まえて今後は検討しなければいけないのかと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今の26ページの国への返還の件なのですが、1,200万円あまり。その件に関しては、大城 毅議員から説明がないよと言われてはじめて説明がなされたのですけれども、全員協において私たちは説明を受けました。町の考え方をいろいろ受けて、そういう考え方になるよと、補正予算で出るよという話を受けましたけれども、あれだけ新聞に報道されたので町として説明責任があるわけですから、十分にやって欲しいとは思っています。それで今、国が検査したものだとして2ページにわたってあるのですけれども、要するに、繰り返しになりますが間に道路が入っていて、建物はかからないけれどもそこも補償したということでその部分が返還を求められているわけです。その部分も含めて一貫した事業だということで町は補償をしたということでしたよね。そのことがいくら説明しても国に分かってもらえない、だからそのかからなかった建物部分の補償を負担するのだと、それは1,200万円あまりだとおっしゃっていました。ただ、そのことが補償になるのかどうか、要するに補償にすべきだということで皆さん方は一括交付金で申請して、それを県でもオッケーを出して国に出して、平成24年、平成25年でもらったわけでしょう。けれども、監査が入ってこれは違うとなったわけですから、皆さん方はこれが補償の対象になると計算をして事業を進めたわけですね。補償の対象にならないと最初から分かっていたら、果たしてこの事業をやったのかどうか。先ほど町長は必要なことは単費でもやるべきだとおっしゃっていましたけれども、補償対象にならないけれどもここで事業を進めるためには単費でもやらなければいけないということになれば議会への説明も自ずと違ってきていたと思うのです。例えば物件補償いくら、8割の補助がある、単費だったらそれだけかかりますよという説明があったら果たしてこの事業がどうなっていたか分かりませんよね。ということは、今改めてこれは補償の対象ではなかったですとなれば、このことは新たに町民が負担するということは非常に問題だと思うのです。最初は補償の対象だということで議会を経てやっているわけですから。返還するとなって新たに議会の承認を得ることになってしまったのですけれども、そのへんが補償の対象にならないが単費だったらやると、これが前もって分かっていたら審議の仕方も変わってきたのではないかと

うのが 1 点です。今後このようなことがないようにしますと部長はおっしゃっていましたが、今後このようなことが起こらないようにしますと言う意味がどういう意味なのか。補償の対象にならないものと補償の対象になるものをきちんと区分けしてやりますよということなのか、町長は先ほど単費でもやるとおっしゃってましたのでそれはないだろうなと思いますが、単費でやるようなことが今後出ないようにしますということなのかそのへんがよく分からないのですね。どういう内容なのか説明して欲しいと思います。

それから、2 ページにわたって書いてある後ろのほうですが、補償する以外のその他の通常生ずる損失として補償すべきだと、そういう説明ですよ。本件道路の拡張の支障とならずに移転料の対象とならないと認められた部分、それはその他の通常生ずる損失として補償すべきであった、そういうような言い方をしているのですが、このその他の通常生ずる損失補償、これも補助の対象になるものなのですか。それともこれは単費でやりなさいという意味なのか。この文章の意味がよく分からない。この文書は国の考え方ですよ。国の考え方を説明してください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今回、私たちは関連性があるものだと、道を隔てても関連があるものだと、補助が認められているものだという認識の基でやってまいりました。しかしながら、結果として私たちと国とは平行線だったということでもあります。今後は、この問題等においては当然、また他の事業でもこういうことが起これば当然、事業執行をする前に議会ともこういうことで厳しい状況もあるがこの事業をしていいのかどうか話し合っ進めていくことだと思っております。しかし、町道 3 号線については当然対象だと思っのことだったとご理解をお願いしたい。今後は、こういう事情が起こるのであれば、県とも調整しながら、またどうしても必要性があれば単費も出てくるがどうか皆様方と相談しながらやっていかなければいけないと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうからもお答えさせていただきます。宮城寛諄議員から補償の対象ということでございましたけれども、補償の対象にはなり得ると考えております。ただ、補助の対象としてはどうかということだろうと思うのですけれども、今後同様な事例が生じた場合、県との協議も詳細詰めまして、原則的にどうしても補助の対象となり得ないことが分かりましたら、事業を推進する観点からも先ほど町長からありましたとおり町の単独予算を抱き合わせても事業執行するかについてその時点で考えることになろうかと思っております。

それからもう 1 点は、移転の対象ではなくてそれに代わる補償でやるべきだという院の

見解ですけれども、これにつきましてももし移転をしない場合にその事業所が不利益を被る分の補償費として算定も町としてはやっておりますけれども、その内容につきましても私どもが主張する積算した金額の約半分以下しか認められなかったことで今回その差し引きで事業費として1,527万円が不適切という内容でございます。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 27 分）

再開（午後 2 時 28 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ありません。補足して説明いたします。その他の通常生ずる損失としては補償するべきであったという内容につきましては、事業所が2つに分かれるということになりまして、例えば車検場で車を整備して、その後その車両を板金塗装に持っていく場合は、当然離れているわけですから運搬をしなければいけないことになります。そうするとその車両を載せるキャリアカーも必要になってきます。またそれを運転する人件費も必要になってきます。また、その他、従前までは道を隔ててはいますけれども一貫性のある事業所ということで、例えば作業員がいろいろな業務を兼務しながらやっていたものもありますので、それも分断されることによって兼務ができなくなるために人件費の増が出てくると、そういった諸々を積算してそれも一応、会計検査院には提示しましたけれども、私どもが示した金額の約半分しか認められなかったということです。内容的にはキャリアカーの輸送につきましては、リースですが通常最初の2カ年間計上できるとありますけれども、それも協議のうでで半分の1年に削られました。さらにそれを運転する人件費については認められなかったということで、私どもが積算した金額がかなり削り込まれた結果、今回の事業費として1,527万円の指摘金額となったわけでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 委員会で詳しくはやって欲しいのですが、要するにそういう積算をして分断をされて、そこが補償しないと本体建物は別の所に行って、補償されない部分はそのまま事業すると不利益を被るので、その不利益部分の計算をしてみると国ではその半分ぐらいしか認めていなかったと、それでは駄目だとなったということですよ。でもその積算部分で事業所との交渉はやったのですか。土地の部分、建物の部分とあるのだけれども、土地の分は地主にあって建物の部分は事業者に行くのだろうけれども、その不利益部分を提示してそれで補償するという話を皆さん方は進めていたのですか。今の話おかしいですか、意味が分かりませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後2時31分）

再開（午後2時33分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私のほうで誤解があったようです。補償が終わって後の問題なので、当事者との相談ではないわけですね。当事者とどういう相談をしたのかと、そこと補償の額に折り合いがつかなくて補助が受けられる分のでやることができたとかできないとかということでそういうことになったのかと思ったものですからそういう質問をしたわけです。分かりました。ということは、この分については皆さん方としてはこの議会で予算を終えて、それ以外、例えば新聞にあれだけ出て皆さん方の説明は済んだということになるのかな。税金の無駄遣いだと、南風原町が1,200万円あったと新聞報道されているわけですから、町民に対して十分に説明しなければいけないと未だに引っかかるわけけれども、私たち議員も質問されて答える義務がありますので答えてはいるのですが、なかなか腑に落ちないものですから説明し難くてしようがなく非常に困っているところがあります。町長も答弁なさっていたのですが、単費でもやっていくとありました。今後の事業について、全部一括した一体化の事業だということで補償の問題がいろいろ出てくるのではないかと心配をしますけれども。全員協議会では部長からお家の立ち退きの話など例を出していたのですけれども、町民から見ると道路にかかってもいない建物が補償されたことになると非常に不自然に思うわけです。建物自体がかかっているならば当然だと思えるのですけれども、そうでもないところで補償があったとなると何でだろうと思うものですから、そのへんは十分に説明をして欲しいと要望して終わります。あとは委員会でやってください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第7号）については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。